

## 第5号議案 経営安定対策積立金規程の一部変更について

### 1. 主な変更理由

#### (1) 目的（第1条）

すでに定着している会計基準も存在することから、新たな会計基準という表現から、重要な会計基準という表現へ変更するもの。

合わせて、施設関係の耐震化対応および災害等に伴う損失発生などの対応については、農業用施設対策積立金、施設設置改修等積立金で対応するように、目的を変更するもの。

#### (2) 積立目標額（第3条）

当組合の抱える経営リスクに十分に備えるため、積立目標額を50億円から100億円に変更するもの。

#### (3) 積立基準（第4条）

当組合の状況に合わせて柔軟に積立金額を設定することができるように、積立基準を変更するもの。

#### (4) 取崩基準（第5条）

すでに定着している会計基準も存在することから、新たな会計基準という表現から、重要な会計基準という表現に変更するもの。

合わせて、施設関係の耐震化および災害等に伴う損失発生などの対応については、農業用施設対策積立金、施設設置改修等積立金で対応するように、取崩基準を変更するもの。

## 2. 新旧対照表

新	旧
<p>(目的) 第1条 経営の健全化および安定化を図るため、<u>重要な会計基準</u>（税効果会計、退職給付会計、減損会計及び資産除去債務等）や債権等資産の償却、<u>自然災害等</u>による損失発生等多額の費用発生による経営リスクに備え、目的積立金を造成する。</p> <p>(名称) 第2条 この目的積立金は「経営安定対策積立金」という。</p> <p>(積立目標額) 第3条 積立金の積立目標額は<u>100億円</u>とする。</p> <p>(積立基準) 第4条 積立金は、毎事業年度の剰余金（繰越欠損のある場合には、これを補てんした後の残額）の5分の1に相当する<u>金額を基準として積立てることができる。</u></p> <p>(取崩基準) 第5条 次の事象が生じた場合に、理事会の決議により必要と認めた金額を取り崩す。 (1) <u>重要な会計基準</u>への対応により、多額の費用が発生した場合 (2) 債権等資産の償却により、多額の費用が発生した場合  <u>(3) 自然災害等による損失発生により、多額の費用が発生した場合</u></p> <p>(改廃) 第6条 この規程の改廃は、総会の決議による。</p> <p>附則 この規程は、平成26年6月21日より実施する。 附則 この規程の変更は、平成31年1月1日から実施する。 <u>附則 この規程の変更は、令和7年6月27日から実施する。</u></p>	<p>(目的) 第1条 経営の健全化および安定化を図るため、<u>新たな会計基準</u>（税効果会計、退職給付会計、減損会計及び資産除去債務等）や債権等資産の償却、<u>施設の耐震化</u>、<u>自然災害による組合施設等</u>の損失発生等多額の費用発生による経営リスクに備え、目的積立金を造成する。</p> <p>(名称) 第2条 この目的積立金は「経営安定対策積立金」という。</p> <p>(積立目標額) 第3条 積立金の積立目標額は<u>50億円</u>とする。</p> <p>(積立基準) 第4条 積立金は、毎事業年度の剰余金（繰越欠損のある場合には、これを補てんした後の残額）の5分の1に相当する<u>金額以上の金額を基準として積み立てる。</u></p> <p>(取崩基準) 第5条 次の事象が生じた場合に、理事会の決議により必要と認めた金額を取り崩す。 (1) <u>新たな会計基準</u>への対応により、多額の費用が発生した場合 (2) 債権等資産の償却により、多額の費用が発生した場合 <u>(3) 施設の耐震化により、多額の費用が発生した場合</u> <u>(4) 自然災害による組合施設等の損失発生により、多額の費用が発生した場合</u></p> <p>(改廃) 第6条 この規程の改廃は、総会の決議による。</p> <p>附則 この規程は、平成26年6月21日より実施する。 附則 この規程の変更は、平成31年1月1日から実施する。</p>